

監査報告

平成30年6月18日

公立大学法人青森公立大学

理事長 八 桁 幸 男 様

公立大学法人青森公立大学

監事 石 田 恒 久

監事 米 田 孝 嗣

地方独立行政法人法第13条第4項及び青森市地方独立行政法人法施行細則第2条第5項並びに地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき、公立大学青森公立大学の平成29年4月1日から平成30年度までの第9期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監事の監査の方法及びその内容

監事は、公立大学法人青森公立大学監事監査規程及び本年度の監査計画に基づき、一般に認められた監査手続に従い、理事長、副理事長、理事、内部監査部門その他職員と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席するほか、職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに重要文書等を閲覧し、青森公立大学の事務所において、業務及び財産の状況について監査しました。

また、会計に関しては、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書について監査しました。

なお、監査に当たっては、市に提出される書類として事業報告書、青森市地方独立行政法人評価委員会に提出する書類として業務実績報告書もあわせて調査しました。

2 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

業務については、法令等に従って適正に実施されているものと認める。

また、一部に当期事業年度の年度計画を十分に実施しなかった業務はあったものの、全体としては、年度計画を達成しており、中期目標の着実な達成に向けて順調な進捗であるものと認める。

なお、副理事長の重任登記に関する事務をはじめ、過年度において地方独立行政法人法に基づく手続を実施していなかった事案が、当期事業年度に判明し、市と協議し速やかに対応しているが、今後も、法令に適合した業務が的確に行われるよう、改善策の徹底が必要である。

(2) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制の状況

平成30年4月1日に設立団体である青森市から認可を受けた変更後の業務方法書では、法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制については、平成32年3月31日までに整備することとなっていることから、本法人の運営に則しつつ、効果的に機能するよう、整備を進められたい。

(3) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実

法人の役員の職務に関しては、不正行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

(4) 財務諸表等

財務諸表及び決算報告書については、法人の財政状況及び運営状況を正しく表示しているものと認める。

また、事業報告書については法人の概要等を、業務実績報告書については法人の業務及びその自己評価を、それぞれの的確に記載しているものと認める。

3 監査報告を作成した日

平成30年6月12日